

平成22年第2回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成22年6月28日(月曜日)

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 馬屋原 眞 一 | 2番 | 岡 山 隆 |
| 3番 | 有 道 典 広 | 5番 | 萬 代 泰 生 |
| 6番 | 三 好 睦 子 | 7番 | 山 中 佳 子 |
| 8番 | 岩 本 明 央 | 9番 | 下 井 克 己 |
| 10番 | 河 本 芳 久 | 11番 | 西 岡 晃 |
| 12番 | 荒 山 光 広 | 13番 | 柴 崎 修一郎 |
| 14番 | 田 邊 諄 祐 | 15番 | 山 本 昌 二 |
| 16番 | 佐々木 隆 義 | 17番 | 原 田 茂 |
| 18番 | 村 上 健 二 | 19番 | 河 村 淳 |
| 20番 | 大 中 宏 | 21番 | 南 口 彰 夫 |
| 22番 | 安 富 法 明 | 23番 | 徳 並 伍 朗 |
| 24番 | 竹 岡 昌 治 | 25番 | 布 施 文 子 |
| 26番 | 秋 山 哲 朗 | | |

2.欠席議員

4番 高 木 法 生

3.出席した事務局職員

| | | | |
|-------|---------|-----|---------|
| 事務局 長 | 重 村 暢 之 | 主 査 | 岩 崎 敏 行 |
| 係 長 | 岡 崎 基 代 | | |

4.説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-----------|--------|---------|
| 市 長 | 村 田 弘 司 | 副 市 長 | 林 繁 美 |
| 総 務 部 長 | 波 佐 間 敏 | 総合政策部長 | 田 辺 剛 |
| 市民福祉部長 | 山 田 悦 子 | 病院事業局長 | 藤 澤 和 昭 |
| 建設経済部長 | 伊 藤 康 文 | 管理部長 | 山 本 勉 |
| 上下水道事業局長 | 中 村 弥 壽 男 | 総合観光部長 | 山 本 勉 |
| 総務部長 | 倉 重 郁 二 | 総務部次長 | 福 田 和 司 |
| 財政課長 | 末 岡 竜 夫 | 総合政策部長 | 奥 田 源 良 |
| 総合政策部長 | | 企画政策課長 | 松 野 哲 治 |
| 地域情報課長 | | 総合政策部長 | |
| | | 商工労働課長 | |

総合政策部
第3セクター対策室長
教育長
消防長
美東総合
支所長
代表監査委員
教育委員会
事務局次長
建設経済部
建設課長

河村充展
永富康文
坂田文和
藤井勝巳
三好輝廣
石田淳司
矢田部繁範

市民福祉部
次長
教育委員会
事務局
会計管理者
秋芳総合
支所長
監査委員
建設経済
建設課長
農業委員
事務局

古屋勝美
金子彰
久保毅
杉本伊佐雄
西山宏史
斉藤寛
古屋安生

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 2号 美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 3号 美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 4 議案第 4号 美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 5 議案第 5号 美祢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に
関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 7 議案第 7号 美祢市庁舎等整備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 美祢市地域医療推進協議会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 美祢市定住促進住宅条例の制定について
- 日程第 10 議案第 1号 平成22年度美祢市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 11 議案第 10号 財産の取得について
- 日程第 12 議案第 12号 財産の取得について
- 日程第 13 議員派遣について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本定例会に追加議案として送付してございますものは、執行部からは議案第12号の1件でございます。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議案付託表、議員派遣一覧表、以上、3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付をいたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、有道典広議員、萬代泰生議員を指名いたします。

お諮りいたします。この際、日程第12、議案第12号を、会議規則第21条の規定により、日程の順序を変更し先議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第12号を、日程の順序を変更し、先議することに決しました。

日程第12、議案第12号財産の取得についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日追加提出いたしました議案1件について御説明申し上げます。

議案第12号は、財産の取得についてであります。

今回の財産取得は、消防本部におきまして交通災害を初めとしたさまざまな災害現場等での救助活動をより一層充実させるため、地域活性化公共投資臨時交付金事業を活用し、平成21年度繰越事業として救助工作車 此れ 型と申しますが、これを購入するものであり、6月21日に入札を執行した結果、周南市の株式会社

ハツタ山口が8,242万5,000円で落札したところであります。

つきましては、救助工作車を取得するに当たり、美祢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第12号財産の取得についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に、議員の皆さんは、建設観光委員会の開催をお願いいたします。

午前10時05分休憩

午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第2号から日程第12、議案第12号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） それでは、只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして本委員会に付託されました議案3件につきまして、去る6月16日午前9時30分より、委員全員出席のもとで審査いたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第9号美祢市定住促進住宅条例の制定についてにつきまして御報告申し上げます。

執行部より、美祢市美東町三本松に建設されている山口県住宅供給公社所有の温

湯団地と温湯第2団地の3棟14戸の住宅につきまして、当該公団が平成24年に廃止されることに伴って、美祢市がこの住宅を取得し、市営住宅としようとするものですが、この条例は、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の適用を受けないので、今回、新たに条例を制定するもので、本条例の施行期日を平成22年8月1日とするものですとの説明がありました。

本議案につきまして質疑を求めると、質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算(第1号)につきまして御報告を申し上げます。

本委員会所管事項であります道路新設改良費、補正額6,320万円について、これは地域活力基盤創造交付金事業の追加内示があったもので、対象路線は、秋吉小学校線と沖田1号線の2路線で、秋吉小学校線は、全延長730メートルで、平成21年度から23年度までの継続事業で、沖田1号線は、延長310メートルで、平成20年度から25年度までの継続事業であり、今回は、用地費の補正を計上したものであるとの説明がありました。

本議案につきまして質疑を求めると、質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号財産の取得について御報告を申し上げます。

本議案は、前の議案第9号で御報告を申し上げました美祢市定住促進住宅条例に関連するもので、温湯団地が平成3年12月に建設され、2DKが2戸、3LDKが4戸の1棟6戸と、温湯第2団地は、平成10年3月に建設され、2LDKが4戸、3LDKが4戸の1棟8戸について、美祢市がこの住宅の事業を継承するために、山口県住宅供給公社より取得するものであります。

また、同2団地の返済すべき予定額を繰り上げして、美祢市が本年7月に当該公社の8,792万7,224円を一括償還して、同団地を取得するもので、財源として、国の地域住宅交付金と市債を充てるものでありますとの説明を受けました。

質疑において、委員より団地の土地はどのようなになっているかとの問いに対し、執行部より、土地は美祢市有地であるとの答弁がありました。

本議案につきまして、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

続きまして、本日、本委員会に付託されました議案第12号財産の取得についてつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

執行部より、議案書及び参考資料に基づいて、美祢市消防本部が現在配備している救助工作車は、国の定める消防力の整備指針に沿って平成3年度に整備し、19年を経過しているもので、配備以来、救助出動件数は551件で、年平均約30件です。平成21年度中の救助出動件数は25件で、うち22件が交通事故に起因するもので、主に油圧器具等を使用し、要救助者を変形や押しつぶされた車内から安全に救助したものであります。

また、照明装置を搭載していることから、夜間における火災及び風水害等の災害現場を照らし、作業の安全を確保するなど、大きな役割を担っております。

今回、更新整備する救助工作車の装備資機材等については、新規配備した平成4年当時とは格段に性能が増していることから、今後の救助事案に、素早く、確実に対応できるものと確信をしております。

なお、納期は、特殊艤装等に日数を要するため、平成23年3月15日とし、完成後の配備場所は、検収後、美祢市消防署・本署を予定しておりますとの説明を受けました。

委員より、下取りの対象になっているか、車両の処分は入札決定業者が行うのかとの問いに対し、執行部より、下取りにはなっておりません。入札決定業者が処分をするという前提のもとに入札がなされているということと判断しておりますとの答弁でありました。

さらに、委員より、県内の4社での指名競争入札だったが、その指名基準についてはとの問いに対し、執行部より、国の補助対象事業ではありませんが、国の補助対象事業の場合は、4社以上ということが示されていますので、それにのっとりまして実施しておりますとの答弁でありました。

その他の質疑については、割愛をさせていただきます。

本議案につきまして、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

その他の項において、委員より、口蹄疫対策の対応についてのお尋ねがありました。

執行部より、宮崎県川南町で本年4月20日に発生をした口蹄疫は、またたく間に感染が広がり、6月22日現在感染が291例目となり、家畜約20万頭の埋却処分に拡大をいたしております。美祢市といたしましては、市内全畜産農家に注意喚起や異常が発見された場合の対応方法などの資料及び国・県により配布された消毒マニュアルと消毒液の配布を4月下旬と5月下旬に行っており、各畜産農家の消毒方法などの確認もしているところです。また、山口美祢農協におかれましても、独自に飼育頭数に応じた消石灰の配布をされたところであります。

美祢市での牛の飼育頭数は、本年2月の数字ですが1,956頭、農家戸数が46戸となっております。

発生した場合は、家畜伝染病予防法及び農林水産省の定める「口蹄疫に関する特定家畜伝染病予防指針」に基づいて対策が行われます。家畜伝染病予防法は、法定受託事務に当たり、国の適正な処理確保がされた状態で都道府県に対策の事業委託がされているため、山口県で口蹄疫が発生した場合には、県が主に対応することとなっております。

県が作成した「口蹄疫発生時の初動マニュアル」では、類似症状が発生した場合は、山口県農林水産部口蹄疫対策連絡会議を開催し、さらに、疑似患畜と決定された場合は、直ちに家畜伝染病予防法に基づく防疫活動を開始するとともに、山口県口蹄疫防疫対策本部を設置することとしています。

美祢市におきましても、美祢市口蹄疫対策連絡会議設置要綱及び美祢市口蹄疫対策本部設置要綱の整備を終え、発生に備えた第1回対策連絡会議を6月上旬に開催し、関連の打ち合わせを終えたところであります。今後も常に県と密接な連携をとり、発生時には即刻、対策本部を設置し、市あげて対策に取り組む体制を整えており、対応に遺漏のないよう準備を進めているところであります。

美祢市内で発生した場合は、万全の対策で臨むこととしており、殺処分に伴う埋却候補地の調査など進めているところでございまして、万が一発生した場合には、市民の皆様をお願いすることも多く発生すると思いますが、御協力のほどよろしく申し上げますとの説明がありました。

さらに、委員より、昨日の大雨の災害状況についてのお尋ねがありました。

執行部より、配付されました平成22年6月27日 これは今、議員の皆さんの机上に配付をしております。6月27日の大雨に伴う災害に基づき、観測雨量、

水位、防災体制、自主避難者数、交通規制の状況等の説明を受けました。現在も災害調査中ですので、詳細な報告につきましては、後日、報告を考えております。今後も引き続き災害対策本部を継続し、市民の皆様の安全対策、防災対策に取り組んでいきたいと考えております。

さらに、消防本部と地域住民と協議しながら、地区への土のうの備蓄を検討することとしておりますとのことでした。

委員より、緊急性が伴う消防団の出動要請方法について、有線テレビ放送の告知放送を活用したらいかがかとの問いに対し、執行部より、美祢地域につきましては、可能ですので対応をしたいと考えています。美東、秋芳地域については、対応が現在のところできない状況ですとの答弁でありました。

さらに、委員より、災害復旧の対応についての問いに対し、執行部より、現在、現地調査を実施しており、緊急性を判断し、緊急順位を決めて即刻対応したいと考えておりますとの答弁でありました。

その他の質疑、意見につきましては、割愛をさせていただきます。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会に関する件について、引き続き調査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上であります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。岡山議員。2番（岡山 隆君） 今、佐々木委員長より最後のほうに、昨日の大雨に伴う災害についてのお話がありました。昨日は、もう一昨年のある大雨によって多大な被害があったわけでありませぬけれども、今回においても、この四、五日で、秋吉台においては318ミリという形で非常に多くの雨が降り、今後とも温暖化に見られると思われるこういったゲリラ豪雨というのは、もう恒常的に今後とも発生するのではないか、そのように考えられます。

そういった中で、緊急対応ということで、土のうの件のことがちょっとお話出ておりまして、議員さんの中でも消防団に入っておられて、こういった、今回、土のうの対応ということでされて、いろいろな面で御尽力されておられるということもお聞きしました。

そういうことで、非常に緊急を要して、いつもこういった水害が発生して自宅のほうに水がどんどん迫ってくると。そういったときに、私も昨日、建設課のほうにお電話して、もう土のうを一刻も早く持ってきていただきたいということで連絡して、結構私が想像している以上に早く届いたんですね。そういう面では非常にそういったところのものは評価しておりまして、いずれにしても、今後、いつも大体、今回の雨が降ったら、同じような形で水害が発生すれば、即、地元の方がその土のうを積んで、自宅のほうに水が入らないように土のうをその地域できちっと、どの程度必要であって まあ袋も紫外線でやられますから外に置いといたら破れますが、その辺もしっかりと考えていかなきゃならないということで、その辺、今後、委員長報告で、たくさんの地域がありますので、その辺を今後しっかりと掌握していただいて、土のうの常設設置という形で、基本的なこういう問題が起こらないように大きな工事を、水害に対する防止措置をしていくということは大事なことであるけれども、当面の応急処置としてのこの土のうの件は、今後とも地域とお話を、委員長報告でもありましたので、今後、執行部に対しましては、どの程度地域で必要か、それを確保して常に台風で水害になっても、どうあっても、それはすぐ対応できるように、今、委員長報告を受けまして、そういったことも感じましたので、どうか、その辺も勘案しながら対応していただきたいという要望で、私の話を終わります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 只今の岡山議員の発言で、ふと思ったんですが、本来、議案を付託したのは財産取得についてなんです。で、えらい時間がかかるなと思ったら、その災害の報告がたっぷり長うて、で、少なくとも議長も出られていたんじゃないかと思うんですが、きのう、災害に関しては、私も夕方ちょうど用があってこちらに出てきたら、市外から来られた車がエンストして、どうしたんかと尋ねたら、ちょうどその伊佐の温水プールの辺で水かさがやって、車がスポーツカータイプの低い車で、で、結局、こっちへ来て何かエンジンというか、電気系統がトラブってショートして焼けよると。で、ああ、それは大変だねと言ったら、どっかから大型のレッカーを呼んできて、今から退避せにゃいけんと。で、数々の被害が出ているんです。

ですから、本来ならば、その災害の報告を、もし受けてある程度の議論をするんなら、全員議員が非常に深い関心を持っていたはずなんです。ですから、本来、質問がたとえあったとしても、その常任委員長の権限なのか、議会の権限なのかは別にしても、少なくとも全災害が、報告を見ても、きょうの28日昼過ぎから29日にかけて引き続き激しい雨の降るおそれがあるということになると、今、岡山議員が述べた意見も含めて、きちんとした議論ができる場を、本来なら1常任委員会という限定されたところでやるんなら、もしそういう手法がいいというなら、直ちに私は総務企業の常任委員会の開催を求めて、同じような報告を受けながら、同じように議論していかんにやいけん。

だから、委員会と議会運営のやっぱりきちんとした適切な処置とすれば、どうであったかなとふと疑問が残るので、このささやかな委員長の御意見と、今後のあり方について意見を添えていただければ、それでいいんじゃないかと。よろしく。

議長（秋山哲朗君） 佐々木委員長。

建設観光委員長（佐々木隆義君） 南口議員の質問にお答えします。その他の項が長かった。まことに申しわけございませんでしたが、委員長として、委員の皆さんから議会、そして執行部もこういった災害時については、即座に対応しておるんだということが市民の皆さんにもわかっていただきたいという気持ちの中から、委員の発言があったというふうに確認をしております。

また、執行部においても、それ相当の資料も提供をしていただいたと。きょう、こうして有線テレビを見られた皆さんも、執行部並びに議会も即座に本会議はきょう最終日ですけれど、その日に、こういった災害に対しても適切な意見等もあるということをお理解していただきたいし、また、先ほどありましたように、まだ警報が発令中であります。災害をとりまとめるというのは先になると思いますけれど、とりあえず中間報告ということで、市と議会との対応について市民の皆さんにお知らせをしたということで、御理解をお願いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 委員長でもいいんですが、議長でもいいんですけど。だから、いち早く議員が関心を持っておるし、市民の生活をということであれば、建設観光の委員会だけはのうて、総務の委員会であろうが、教育の委員会であろうが、残る議員の7人じゃったですかね、定数。8人じゃったですかね。

議長（秋山哲朗君） 9人。

21番（南口彰夫君） 9人。ほなら、26引くの9じゃから、17人の議員は同じように関心を持ちよるわけです。それがどこで取り上げられるんであろうかと。それから、岡山議員が言ったように、所管がもともとそれが財産の取得というところなので、その他の意見が全議員に共通する関心事、全市民に係る、生命に係る重大事ということになれば、やっぱり議員全員が参加をする処置、それから、所管の委員会の本来の果たす役割を整理されて対処されたほうがよかったのではないかと。再度、そこの辺の一言だけいただければ。それはもしなんでしたら、議長でもいいんですよ。それをばらばらでやるというんなら、今からばらばらになってやったほうが、総務が総務の方々のそれぞれ置かれた地域と抱えている課題を消防に直接ぶつけることができるんですけど、それを岡山議員が言ったように、今後お宅が窓口ですべてなれるんだったら、常に委員会を開催し、常に対応できる状態を、逆にとらにゃいけんでしょう。

じゃけど、そこまで私も突っ込んでどうこう言うつもりはないが、やっぱり本来の所管の委員会だと。そこは全議員、全員市民に共通する問題が緊急時であるということになると、議会運営上、適切なそのときの判断があったほうがよかったのではないかという最後の一言のところは触れてませんので、ぜひ委員長から、もしくは議長のほうでお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 今、南口議員の言われるところで、たまたまこのたびの付託された部分が工作車の問題であったということがありますが、その他の項で、今回の冒頭に、三好議員が一般質問でやられた口蹄疫の問題とかありました。

それと併せて、昨日のことでありまして、一昨年7月の21日ですか、1年足らずのうちに、こういうふうな豪雨になってきたということで、緊急を要した部分がありますもので、この委員会でやったということがありました。

しかし、今言うたように、みんなで議論したほうがいいのであれば、今後このたびの災害につきまして調査をしますので、もしその報告も含めて、また、全員でやりたいというふうに思っておりますので、皆さんの御意向がそうであれば、そのような処置は今度はとっていきたいと思っております。よろしいですか。

そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山本昌二君 登壇〕

教育民生委員長（山本昌二君） 只今より教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして本委員会に付託されました議案2件につきまして、去る6月17日、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告を申し上げます。

まず、最初の議案第8号であります。美祢市地域医療推進協議会条例の制定について御報告申し上げます。

執行部より、全国的に地域医療、特に公立病院の勤務医の数が減少しており、美祢市においても例外ではなく、特に地域医療の中核となる美祢市立病院の医師が激減し、平成17年には15名の常勤医師が在籍しておりましたが、現在8名となっている。このような状況の中で、県当局にも事態改善を働きかけておりますけれども、当面必要な医師の確保ができる状況ではありません。

また、看護師の確保についても厳しくなっている状況です。

このため、地域医療体制を継続的に維持していくため、現場に従事する医療関係者だけでなく、医療サービスを受取る市民の協力を得ながら、市内の少ない医療資源を有効に活用していく仕組みを構築していくため、附属機関として条例に定めるものだという説明が執行部からございました。

これに対して、委員の質問では、まず、今条例の制定の背景について、特に医師、看護師の確保が年々困難になっているとなると、5年、10年後の見通しについて、当然美東病院についても同じ傾向ではないかとの質問がありました。

これに対し執行部から、二つの公立病院の実態、地域医療に関しての状況は、国の制度のこともあるが、長期的には厳しくなっておりますので、この協議会等を通じて、市としてできるだけ手だてを考えていきたいという御説明があり、また、質問に対して、安心して医療にかかれる身近な地域医療体制づくりに、両病院が中核の医療センターと言われていますが、将来、弱体化しないよう、医療の確保の見通しについては、市長さんがこのように述べられました。地方の医師が不足したという状況が起きている。都市部には医師が飽和状態になっているというアンバランス

スが生じている。特に、美祢市のように3万人程度の市で市立病院を二つ持っているところは、非常に厳しい。建物はあっても、ドクターが不足しているという状況が生じている。で、市長さんが、山大の医学部に行き、ドクター確保に日夜努力しているという説明がありました。

市民の方の不安に対し、二つの病院の機能を生かすために、病院間にシャトルバスを運行している。そして、美祢市地域医療推進協議会条例の制定は、美祢医療圏の確保のための一環というふうに御理解いただきたいという御説明がありました。

また、委員から、土日の休みの日の救急患者への医師・看護師体制はよいとしても、レントゲン、採血などへの対応についての質問がありました。これに、執行部から、美祢・宇部地域の2次医療体制で対応している。また、来年1月からのドクターヘリの導入についても協議会で検討することということが出ております。

この議案につきましては、他の質疑・意見がなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

執行部より、教育費、中学校費、教育振興費に27万7,000円の補正をするもので、その内容は発達段階に応じたキャリア教育支援事業で、文科省、県教委が力を入れている教育の一つです。

将来、子供たちが自分を生かしながら社会の中で自立した社会人として、また、職業人として主体的に生きていくために必要な力を発達段階に応じて学ばせる教育で、具体的には、コミュニケーション能力、それから職業観、勤労観等を学ぶことの意義と働くことの意義、それから、将来自分がどういう道に歩んだらいいかという将来設計をする能力などなど、いろいろと中学校で職場体験等を通じて行っているということでもあります。

現在、美祢市におきましては、秋芳南中学校が中心になって、本郷小学校と連携して研究を進めてまいりますというお話がございました。

で、これは全額国・県の補助でありますということで説明が終わりましたが、その執行部に説明に対し、委員から、新規事業ですから、その成果が出るようしっかり委員会として応援をしていただきたいと意見が出され、その他、質疑、意見なく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案どおり可決されました。

議案については以上ですが、委員会として、これからの所管事務調査をどのようにするかという意見の交換がありまして、今後、委員会といたしましては、閉会中も一応学校の統廃合について、これも小・中学校の現状等の把握も必要であります。そして、地域の皆さんの意見を聞くことも大事であります。そうしたことも含めまして、統廃合、さらに学校給食施設の統廃合等についても、これから閉会中の継続調査をしていこうということに委員会で決まっておるわけでありまして。

今後、これにつかまして所管事務調査の意向として今後勉強して、調査研究を進めてまいりたい。そして、結論を出したいという方向であります。特に、小学校28校、中学校8校あるわけですが、これの統廃合についても今話題になっておりますけれども、そうした学校を取り巻く地域性と実情、さらに歴史を十分勉強、そして取り組んでいって、何らかの方向性を見出したらよいなという委員会の結論になっておるわけです。

そうしたことを申し添えまして、委員会の結論になるわけでございますが、一応、本委員会としては、これで報告を終わりますけれども、閉会中引き続いて所管事務調査を含めまして調査をしていきたいということで、併せて御報告をしておきます。

以上で委員長報告を終わらせていただきたいと思います。

〔教育民生委員長 山本昌二君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） それでは、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

6月11日の本会議において総務企業委員会に付託されました議案6件について、去る6月18日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第2号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部より加入促進期間を本年12月31日まで延長するもので、加入分担当金は、これまでと同様に、5万円から2万7,300円に減額するものでありま

すとの説明を受けました。

質疑でございますが、委員より、12月は業務が28日までであるが、来年1月に持ち越してもよいのかとの問いに、執行部より、市役所の業務は28日までですが、MYT等については、31日まで宿直もおりますので、申請があれば日付を確認して対応してまいりますとの答弁がありました。また、期間を延長することだが、昨年10月1日から初めているが、どの程度の加入があったかとの問いに対して、後ほど調べて報告をするとの答弁がございました。

その他、質疑、意見はなく、本議案は採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決をされました。

次に、議案第3号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。執行部より、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い条例の一部を改正するものであり、育児または介護を行う職員の勤務につきまして、職員の配偶者の就業状況等にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求を可能にするための所用の改正を行うものであり、項番号及び引用規定等の整備を行うものであります。との説明を受けました。

本議案に対する質疑、意見はなく、本議案は採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決されました。

次に、議案第4号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部より、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するため、従前では職員の配偶者が既に育児休業法のその他の法律により、育児休業等を取得している場合においては、職員は育児休業等を取得できませんでしたが、配偶者が育児休業等を取得している場合においても、取得することができるよう所要の改正をするものであります。との説明を受けました。

質疑であります。委員より、男性も育児に参加しようということはいいことだと思うが、まず女性の育児休業がとれているかどうかの問題である。過去に育児休業がしっかりとれているか。また、職場に復帰した場合、もとの職場に戻れるのか

どうか。という問いに対し、執行部より育児休暇については100%取得されており、1年以上の育児休暇については、臨時職員等で対応しています。男性の育児休暇取得はありません。また、職場復帰につきましては、それぞれの職場の体制も勘案し、もとの職場なり、また新しい職場なり、そのときの状況に応じて対応しています。との答弁がありました。

また、委員より、休暇中の賃金は100%支払われているのかとの問いに対し、執行部より、基本的に産休は有給、育休は無給であるが、共済組合から1歳になるまでの期間、給与の6割程度が補てんされますとの答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略いたします。

審査の結果でございますが、本議案は採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決をいたしました。

議案第5号美祢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

執行部より、美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、本年4月1日より月60時間を超える時間外勤務について、時間外勤務代休時間を新設したことに伴いまして、本条例中の職員団体のための職員の行為の制限の特例において、給与を受けながら職員団体のための業務及び活動ができる時間に時間外勤務代休時間を加えることに伴う条例の一部改正であります。との説明を受けました。

本議案に対する質疑、意見はなく、本議案は採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決いたしました。

議案第6号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

執行部より、国において現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化及び雇用保険の財政基盤の強化を図るために、被保険者の要件を見直し、所要の措置を講ずるため、雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものであります。との説明を受けました。

本議案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決されました。

次に、議案第7号美祢市庁舎等整備基金条例の制定についてでございます。

執行部より、今回新たに基金を新設するもので、第1条で基金の目的について市

庁舎その他市勢発展の基盤となる施設の整備に要する経費の財源に充てるための基金と定めています。第2条では、積み立てる額は予算で定める額としています。第3条では、基金の運用管理について、第4条では、基金から生じる収益について、当該基金へ編入することとしています。第5条では、基金の繰り替え運用ができる旨を定めたものであります。第6条では、基金の処分について定めたもので、設置の目的に従い使用する場合に限り、全部または一部を処分をすることができるとしています。第7条は、委任規定となっております。附則におきまして、公布の日から施行することとしていますとの説明を受けました。

質疑でございますが、委員より、第1条の設置目的に市庁舎、その他市勢発展の基盤となる施設の整備と書かれているが、旧秋芳町や美東町の庁舎も対象になるのかとの問いに、執行部より、市勢発展の基盤となる施設であれば対象となるとの答弁に、委員から、その判断は誰がするのかとの問いがございました。市長より、施設を建てるには予算を議会に提案いたしますので、私の判断となりますが、議会のほうでも十分な審議をいただいて、適正かどうかの判断を賜ることになりますので、御理解をいただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、積立額が定額ではなく予算の定めるところによるとあるが、めどはどの程度に考えておられるか、また、5条の繰り替え運用について市長の判断でできるのか、さらに改修工事などに使えると考えると、庁舎の建て替えは夢物語になるのではないかと問いに、市長より、本来の目的は新庁舎を建設するための基金という認識ですが、財政基盤が厳しい中、大きな地震等によって庁舎等をどうしても早急にやらなければならないようなことなども想定をしております。積立額については、私の感覚ではできれば5,000万円か1億円程度は積み立てたいという思いがあるのですが、財政部署のほうで全体的な財政運用をする中で考えていくことになるとの答弁がありました。

第5条の歳計現金の繰り替え運用について執行部より通常歳計金額が不足しますと金融機関からの一時借入金で運用していますが、この基金を取り崩して繰り替え運用し、年度末にもとに戻すという事項です。金利については、他の基金条例についてもこの規定が入れてありますが、実際の運用においては同じ市の現金であるという考え方から適用はしていませんとの答弁がありました。

その他の質疑は、省略いたしますが、本議案は採決の結果、全員異議なく、全会

一致で可決をされました。

以上で総務企業委員会に付託されました6議案に対する報告は終わりますが、その他の事項において、本会議における報告事項のうち、平成21年度美祢市土地開発公社の事業報告についてと、平成21年度美祢市農林開発株式会社の事業報告について、2件について質疑がございました。美祢農林開発の件に関しましては、発足当初からの経緯や財政効果等について認識を深める必要があるのではないかとの意見が出され、去る6月28日実施をされました。これ全員で行ったわけですが、勉強会に至っております。

その他は省略いたしますが、なお、本委員会は閉会中といえども本委員会にかかわる事項について引き続き審査をすることを議長に申し出ておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上で、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今建設観光委員長、教育民生委員長、総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。観光交流推進特別委員長。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 登壇〕

観光交流推進特別委員長（下井克己君） それでは、観光交流推進特別委員会の委員長報告をいたします。

本議会で22日午前9時30分より委員会室にて委員全員とオブザーバーの議長、副議長を含め、観光交流推進特別委員会を開催いたしました。

委員会の目的は、ことしは総合観光振興計画の策定の年でもあり、調査・研究を

重ねてきた秋芳洞・秋吉台を中心とした「ジオパーク登録」は、今後のさらなる新市の一体感の醸成並びに「交流拠点都市 観光立市美祢市」として飛躍するために不可欠と考えられ、今後行政と地域住民が一体となって取り組み、着地型観光、交流のあり方等について研究・検討をする必要があることから、観光・交流等の推進に関する事項を調査・協議することです。

これらのことから、今回はジオパークとはどういうものなのか及び世界ジオパーク認定を受けた糸魚川ジオパークに、先月研修視察に行った総合観光部、観光振興課の説明を受け質疑に入りました。

なお、説明については省略させていただきます。

質問について報告いたします。

まず、糸魚川市の観光客の状況はとの問いに対し、執行部より、フォッサマグナミュージアムの入館者は19年が4万人、日本ジオパークの認定を受け4万6,000人、世界ジオパークの認定を受け5万人となり、市内全体では19年が約180万人、20年が約187万人、21年が約190万人で、各施設とも5%から7%の増となっています。

なお、平成25年には15%から25%の増を見込んでいます。との答弁がありました。

次に、秋芳洞・秋吉台の商店で、お土産として加工した石を売っているが、また、外材で商品化されたものもあるが、との問いに対し、執行部より、家内工業的に行われている事業については、余り厳しくないような感じではあるが、業者が外国や地域から購入され販売をすることは極力阻止しなければならない。また、協議会をつくるときには、その委員の中に販売されている方は入ることができないとなっています。との答弁がありました。

次に、市内全域をエリアとしたときには、セメント工場等の産業があるので、エリアから除かなければならないのかとの問いに対し、執行部より、説明を受けた範囲では、商店街部分についてはジオサイトから外さないといけない。産業についての「破壊か共存か」については、委員会に委ねられるとの回答しかありませんでした。との答弁がありました。

次に、エリアを決めるときの条件は、また地域住民の理解と協力をどのように、との問いに対し、執行部より、専門家の方々にも助言をいただきながら設定をして

いかなければならない。市内のいろいろな地域活動等をされている方々から、ジオパークとはどういうものなのかの話をしていくべきと思っています。との答弁がありました。

次に、観光振興への見通し、また認定を受けることによる見通しは、との問いに対し、執行部より、交流拠点都市を目指す一端として、認定されるかどうかの方向性を見極め手続きを進めていく。美祢地域には豊富な地下資源で産業をおこしてきた歴史があり、そういったハードルもありますが、クリアできるものと思いますので、方向性を見出していけたらと思います。との答弁がありました。

次に、準会員になるには、またいつごろと考えておられるか、との問いに対し、執行部より、正式に組織が発足されてなくても、方向性が見えていれば会費を払えば準会員になれますが、加入については予算が絡みますので、新年度予算でいけるようであれば計上して進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

なお、この件につきましては、委員会全員一致で了解いたしました。

その他の質疑については省略させていただきます。

今回は、ジオパークの「エリア」・「ポイント」について協議をいたします。

なお、本委員会は閉会中においても調査・協議をしていくことを議長にお願いいたします。観光交流推進特別委員会委員長の報告を終わります。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光交流推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光交流推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、活性化対策特別委員長の報告を求めます。活性化対策特別委員長。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 登壇〕

活性化対策特別委員長（原田 茂君） それでは、只今より活性化対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る6月22日午後1時32分から午後3時2分まで委員会室において委員全員並びに執行部より林副市長、田辺総合政策部長、奥田総合政策部企画政策課長、松野総合政策部商工労働課長、伊藤建設経済部長、斉藤建設経済部次長の方々の出席のもとに委員会を開催いたしました。

最初に、6月定例会初日に産業振興対策特別委員会の南口委員長より、大きなまちづくり条例の制定なども含めた産業振興条例の一つの到達点が達成できたということで、新たに設けられる委員会に継承していただきたいということで、当委員会は本日をもって解散するという委員長報告があり、承認され本委員会が継承していくということで承認されました。

本委員会には、前産業振興対策特別委員会に所属されていない委員さんがおられるので、十文字原団地、産業振興条例の2点について経過並びに現状について、執行部に説明を求めました。

1点目の十文字原団地について、田辺総合政策部長より平成21年12月に十文字原総合開発事業用地活用調査業務報告書の内容について報告をいたしました。これは十文字原総合開発事業用地の活用について調査し、まとめたものでありますが、いろいろな活用の可能性を調査した中で、三つの視点、一つが原則誘致とし、直接市の負担による整備は行わない。それから、観光・交流の拡大、雇用の創出につながるものを優先する。それから、もう一つが、効率的な財政運営に資する案を優先する。というこの三つの視点からいろいろな可能性の中から五つの案に絞り込んで具体的な検討を行った報告です。

この五つの案は、一つ目が農業振興施設の整備。具体的には農業試験場の誘致であります。二つ目がハイウェイオアシスなどの整備。三つ目が低炭素エネルギー基地の誘致。これはバイオマス関係の製造基地の整備。四つ目が教育施設の整備。これは大学とかその他教育施設の誘致であります。それから、事業コンペ方式による民間活力の活用で、この五つの案に絞り込んで具体的な検討を行った報告書であります。

これらを具体的に進めていく上で、県の地域振興部地域政策課を総合的な窓口として、本年1月に十文字の活用について、県知事宛ての要望書を提出しております。それと同時に、国や県の支援、あるいは情報の提供をお願いし、地域政策課から県の関係各部署に本市の要望を伝えていただき、2月になりまして、県の各担当部署に直接お伺いして、本市の要望に対する県の意向や国あるいは関係機関の動向をお聞きしたところでありますが、いずれも昨今の経済状況、社会情勢、県の財政事情等から県が今の時点でどうこうすることが困難であり、国も同様で、国の動きも特に聞いていないということでありましたが、今後県の動き、あるいは国や関係機関

の有力な情勢があれば、すぐに情報提供していただくというお答えをいただいております。

年度が変わり、4月になって改めて地域政策課にお伺いし、再度要望なり情報なりをお聞きしましたが、特に進展はありません。今後も県の地域政策課を窓口にするごとに要望、情報収集を続けていくことにしております。

また、同時に、インターネット等を通じまして、全国に十文字原総合開発事業用地を発信し、事業コンペ方式等により民間活力による開発についても募集を行いたいということで現在具体的に検討しております。と経過並びに現状について説明を受けました。

説明に対し、委員より、一、二回県に行って動きがないからということではなく、再々顔を出すべきではないか。また美東町のときの計画について県はどのような考えを持っておられるのかとの質問に対し、田辺総合政策部長より、県のほうに再々顔を出すよう努めてまいりたいと思います。また、その計画についても十文字の活用の要望時に参考としてお見せしましたが、それについて特にどうこうということは現在のところはございませんとの答弁がありました。

委員より、県に十文字原団地の有効活用なり開発を積極的に参加させるという点では、これまでの経過の中では、県の態度なり県の認識はどの程度進んできたということが感じられるのか、そういう中身があったのか、との質問に対し、田辺総合政策部長より、県のほうでも十分有効に活用しなければいけないという認識は持っていていらっしゃるというふうに感じております。ただ、現状では、具体的な活用案は見出せていないという状況です。との答弁がありました。

さらに、委員より、具体案を出し、それらを検討していかなければ幾らやっても進まないの、もう少し具体的にやる方向で進むべきであるという意見がありました。

2点目の産業振興条例について、田辺総合政策部長より、産業振興条例を今年度中に制定することとしております。産業振興条例は、農林業、鉱工業、商業、観光業など産業全般について振興を目的とし制定するものであり、基本方針を人材の確保、新たな技術の研究と開発促進、産業基盤の強化、流通機能の拡充、観光振興と関連産業の創造を図ることとしております。この産業振興条例を策定するに当たりまして、産業振興推進審議会で本市の農林業、商工業、観光等の産業を調査、審議

の上、素案を作成することになっております。

審議会の委員構成は、産業関係団体役職員から5名、これは美祢市商工会、山口美祢農業協同組合、カルスト森林組合、美祢市観光協会、美祢青年会議所であります。

それから、大学、高校教職員から3名、これは山口大学、青嶺高校、成進高校であります。それから、関係行政機関から3名、県の企業立地推進室、宇部県民局、美祢農林事務所であります。そのほか市長が特に必要と認めるものとして6名、地域審議会の会長、各地域審議会の会長3名、それから、市内企業から3名、合わせて17名としております。

事務局体制は、総合政策部、建設経済部、総合観光部、美東・秋芳の各総合支所が当たることとしております。

この審議会の今後のスケジュールについてであります。第1回の審議회를7月9日に開催する予定にしております。それ以降は年内3回開催いたしまして、年内に条例の素案をまとめ3月議会に議案を提案するという事を予定しております。

なお、年内にまとめる素案、それから経過報告については、その都度本委員会に報告し、委員会の御意見を審議会の審議のほうに反映させていただきたいと考えておるところです。と説明を受けました。

説明に対し、委員より、審議会のメンバー構成で、大学、高校で、青嶺高校と成進高校が入っているが、美祢高校がなくなりそうなので美祢高校は入れないのですか、との質問に、田辺総合政策部長より、美祢高校も入っていただくようにいたします。との答弁がありました。

さらに委員より、地場産業の中小零細企業の事情を一番よく知っている金融機関をメンバーに入れたらどうですかとの質問があり、田辺総合政策部長より、委員が20名以内ということになっておりますので考えたいと思います。との答弁がありました。

その他の質疑については、割愛させていただきました。

次に、今後の取り組みについて委員より意見を伺いました。

委員より、住宅をリフォームするときに助成をすれば地域の業者の方に仕事があつて潤ってくるので、そういった面で地域活性に大いに役立つと思うので、住宅リフォーム事業をして美祢市を活性化させる取り組みはどうかと思い提案いたします。

との意見がありました。

さらに、委員より、いわゆる第1次美祿市総合計画の中で、産業に振興100ページから計画が組まれています。その中で、ことし中心市街地活性化基本計画を策定すると書いてあります。産業振興条例ができて、それから中心市街地活性化基本計画、これも大いにこの委員会で検討すべきであろうと思います。例えば、今やっている空き店舗対策も吉則の駅前商店街のみという形になっています。こうしたものも今後どうしていくのか、委員会でも議論し、最終的には2年後に何らかの要望書、意見書等を取りまとめていく必要があると思います。

また、117ページには、地域ブランドの開発が書いてあり、これは独自産業との関係ですが、このあたりも本委員会で議論すべきと思います。

それから、中心市街地というのは、医院、映画館、商店、役所、学校等全部のものがそろって初めて中心市街地が形成されるわけですから、単なる条例化でなく掘り下げて議論し、最終的にはまとめて執行部に対して要望なり意見書を提出するというのを提案いたします。との意見がありました。

さらに委員より、中心市街地の形成はもちろん大切ですけど、周辺地をどうするのか、こういった問題も考えていくべきであるとの意見がありました。

委員より、社会復帰センター誘致について、まだもう少し美祿市の活性化に寄与していないので、もう少し工夫をこらすことの議論もすべきであり、美祿市で商売される方や地域の方々がかかわりを持てるような政策を短期的なものの中長期的なもの二通りに分けて考えていったらよいのではという意見がありました。

今後の取り組みについて、委員より多数の意見をいただきましたので、それらの意見を踏まえて副委員長と考案し次回のテーマを決定することを委員の皆様方に了承していただきました。

また、議長にお願いいたしまして、閉会中も引き続き継続調査をさせていただきたいと思います。

以上、活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、活性化対策特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

この際、暫時2時35分まで休憩をいたします。

午後2時20分休憩

.....
午後2時37分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本委員長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。山本委員長。

教育民生委員長（山本昌二君） 失礼します。先ほど委員長報告で、学校の数をちょっと間違っ報告いたしました。小学校が22校です。市内ですね。それから、中学校が8校。これを済みません。訂正させていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 恐れ入りますが、続いて先ほどの委員長報告一部訂正をさせていただきます。

報告の中で、最後のほうで付託議案以外の本会議における報告事項について質疑をいたしました。で、その中で、勉強会を開いたのが6月の28日というふうに申し上げましたが、きょうが6月28日でございます。23日に訂正をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（秋山哲朗君） これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第2号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。はい、三好議員。

6番（三好睦子君） 育児休業など公務員の労働条件がよくなるということは、民間やその他民間企業にもよい影響を与えると考えられますので、大いに賛成です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号美祢市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号美祢市庁舎等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号美祢市地域医療推進協議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号美祢市定住促進住宅条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 9 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 1 号平成 22 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 10 号財産の取得についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 10 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 1 2 号財産の取得についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 2 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 5 7 条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

これにて平成 2 2 年第 2 回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後 2 時 4 5 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年6月28日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

相道典広

”

萬代泰生